

<h1>互生共環</h1>	No.56	編集発行人
	2022.06.20	〒 189-0013 東京都東村山市栄町 2-23-4-401 東條栄喜 E-mail: eiki.tojyo@tbr.t-com.ne.jp

目 次

巻頭言 天-地-人の結合観点で生存環境を捉え直そう ——現在の地球温暖化防止論に欠けているもの——	- 2 -
安藤昌益の声音医学論と音楽論 ——昌益医学の未開拓領域へのアクセス—— 始めに—声音医学論は昌益医学の要柱— § 1 中医統の音声・楽薬論 § 2 早期昌益の五声五音論 § 3 初期昌益の五声五音論 § 4 中期昌益の五声五音論 § 5 晩期昌益の四音四声論 § 6 晩期昌益の八音感合論 終りに—八気声音医学論の成果と限界—	- 3 -
安藤昌益・自然暦道論の特質と問題点 (1) 初期昌益は候灰法と時候風物誌で自然暦を企図した (2) 中期以後、進退四時と暦年四季の起点に一ヶ月以上のずれを生じた (3) 中期の八節区分で二十四節気を廃棄したのは遺憾 (4) 生活には自然暦と改革公暦の併用が最適 (5) 刊本の暦道論改版に対する安永・寺尾両氏の見解 あとがき	- 12 -
書材採録 シェリング著(邦訳)『学問論』(2022)	- 16 -
近刊案内 当編集者著『安藤昌益の思想展開』(本年7月刊行予定)	- 17 -
編集後記	- 18 -

〈巻頭言〉 天-地-人の結合観点で生存環境を捉え直そう

——現在の地球温暖化防止論に欠けているもの——

（１）IPCC第6次報告(2022)が公表されたが、その環境観は単層的

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次報告書・第二作業部会(WG2；影響と適応)の報告が本年2月に公表され、第三作業部会(WG3；緩和)の報告が4月に公表された。第一作業部会(WG1；科学的根拠)報告は既に昨年9月に既に公表されており、あとは本年9月予定の統合報告書を残すだけとなった。その「政策決定者向け要約」によれば、「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている。」として、CO₂の人為的増加による温暖化は決定的であり、次の数十年間又は以降に1.5℃の増加を越えれば、もはや不可逆的な悪化を引き起こすであろう」と、第5次報告よりも一段と強い警告を発している。

しかし今回の報告書も結局の所、その基礎となっている「気候システムとその変動要因」の基本図式は第4次報告(2007)の頃と何ら変わっておらず、分析がより詳細になっただけである。大気圏と陸域と海洋圏の相互作用を基軸にして、人為的温室効果の増加を評価するが、そこでは太陽の(光入射エネルギー以外の)様々な影響・作用は相変わらず、ごく低めにしか評価されていない。

（２）太陽の諸活動と、銀河系宇宙線の地球環境への影響をもっと考慮すべき

古典的な言い方をすれば、現在のIPCC報告の基軸は〈地-人〉関係だけの分析に終始して天体からの環境要素を欠いており、〈天-地-人〉の結合関係において地表の温暖化を捉えきっていない、と言わざるを得ない。天体要素からの気候変化への影響＝具体的には太陽の諸活動（磁場強度(黒点)変調、放射スペクトル変動、太陽フレア効果など）、銀河系宇宙線の太陽磁場変調と雲生成、といった諸要因の気候変化・地表環境への影響についての探究の視点が薄弱だという事である。IPCCに結集する科学者の殆どが通常的气象・気候学者で占められ、その環境分析が大気・海洋・地表だけの単層的モデルで構成されるため、こうした天体方面からの影響が無視・軽視されるのはやむを得ないのかも知れない。今回も1000人を超える気象・気候学者たちが3000頁に及ぶ膨大な報告書を取り纏めても、新興学問の宇宙気候学の立場からは、相変わらず保守的で狭い環境観にとらわれていると見られる事になる。

天体諸要因を考慮した地表気候変化の探究には、確かに一部に仮説的部分も含まれているが、それだけの理由で除外し、今後100年の予測について結論を急ぐというのはいかなるものであろうか。

（３）これからは〈天体-地球-人為〉結合系の重層的な生存環境観が必要ではないか

宇宙天文学や宇宙気候学は新興の学問分野であるが、着実に新しい研究成果を生み出している。人間活動が地表から太陽系空間に拡大されると共に、地球環境の理解も(気候変化を含めて)より総合的・多層的に拡大深化して行くと思われる。国際学術会議(ISC)の傘下には「太陽地球系物理学・科学委員会」(SCOSTEP)が設置され、太陽活動が地球環境に及ぼす諸影響が国際協力で計画的に探究されている。

こうした動向も考慮すると、IPCC報告の主張はあまりにもCO₂の人為的増加による温暖化防止の議論にのみ特化しすぎていないだろうか。21世紀の現在は、太陽と地球の結合運動を基調とした〈天-地-人〉の重層的な環境観で気候変化・生存環境の変遷を捉え直す必要があるだろう。

太陽活動を象徴する11年周期の黒点数の変動は、2019年12月にサイクル24を終え、2020年1月からサイクル25に入った。この交代時期に黒点数ゼロの日が多く続いたため、太陽観測の専門家や関連科学者たちは、かつての「マウンダー極少期」に準ずるような地球寒冷化の再来を危惧した。幸いにも2022年の現在は太陽磁気活動はひとまず回復したように見え、ほっとしている人たちもいる。

今後の地表環境の推移は、〈天-地-人〉結合系の環境観で捉えていきたいものだ。これを基底におき地球温暖化問題に取り組むならば、危うさの少ない堅実な方向が期待できると言えよう。

安藤昌益の声音医学論と音楽論

——昌益医学の未開拓領域へのアクセス——

始めに 一音声医学論は昌益医学の要柱一

当編者は本誌 No.45(2015)で中医学の音声医学論を概括し、昌益の音声医学論との比較論を述べた。ここではその内容を要約的に再論して音声医学の意義を再確認すると共に、新たに昌益の音声医学論を早期から晩期まで辿り、その音環境思想の積極面を明確化するよう努めた。

§1 中医統の音声・楽論

1.1) 五臓相音と八声八器音楽

呉慎教授の著書『黄帝内経五音療疾』(2014)によれば、中医学の伝統では「五臓相音」=五臓と五音の相応関係だけでなく、『易経』には「五音八声」論があり、易経の「八声」は下表のように五行論の「五声」に括られると言う。(同書 23 頁)

五行	木	火	土	金	水
五臓(陰)	肝	心	脾	肺	腎
五腑(陽)	胆	小腸	胃	大腸	膀胱
五声(音)	角	徵	宮	商	羽
八声	竹声 木声	糸声	土声	金声 石声	革声 匏声
楽器	管類 柷類	弦類	埴類	鐘類 磬類	鼓類 笙類

典籍によっては、「八声」の区分に多少の違いもありうるかと思われるが、まずはこのように五行—五臓—五賦—八声—八楽器の対応関係が古代から出来上がっているようだ。上表で、柷は四角い木の箱で音楽の初めに鳴らす楽器、埴はつちぶえ、磬は玉石製の打楽器、匏声はヒョウタンを台座にして造った楽器の音。

五声(五音)に関しては、

角声=木音=東方蒼龍の舒天向上の音意で肝胆の経に入り肝臓・胆嚢の健康を司る。

徵声=火音=晴朗・悠揚・舒緩の音意で、心経と小腸経に入り心臓と小腸の健康を司る。

宮声=土音=清寧温和、万物化成の元音として、脾経と胃経に入り脾胃の健康を司る。

商声=金音=混厚清脆、肺経と大腸経に入り肺と大腸の健康を司る。

羽声=水音=雨水雷電の音、腎経と膀胱経に入り腎臓と膀胱の健康を司る。

と特性づけられる。(同書 83 - 88 頁)

五声のそれぞれの音意の表現は、論者によって幅があるように見受けられる。『管子・地員篇』では角声=山鳩の鳴声で快清、徵声=猪の叫声、宮声=穴倉での牛の鳴声、商声=群れから外れた羊の叫声、羽声=荒野の馬叫、といった説明がされているとのこと。(同書 22 頁)

ここでの「八声」は人体から発せられる前提にはなっていないから、私見では「八音」としたほうが適切だと思われる。また八種に区分された楽器は「音療」に用立てられるが、その際の楽器選択は上表の五行—八声—楽器の対応思考に基づいて行われ、楽器ごとに音響効果が異なるので病症に合わせて選択されるという。

また「七情」＝喜情・怒情・憂情・思情・悲情・恐情・驚情の不均衡による心理変調を「五音」－「五臓」に対応付け、「音律医療」の方途を見出す事も中医学の伝統だとしている。ここでは「五情」とせずに「七情」としている点に、五行論に必ずしもとらわれない思考が覗える。

こうして中医学の伝統では、音楽治療を薬物治療と共に中医学の構成分野と位置づけている。

1.2) 中医統の楽薬同源論

範欣生著『音楽療法』(2002)によれば、伝統的中医学には「医食同源」思想と共に「楽薬同源」思想もあるという。同書ではこの「楽薬同源」概念を三つの方面から説明している。

第一は「構字同源」で、「樂」(樂の正字)と「藥」(藥の正字)は古代の甲骨文・金石文に現れていて、先人たちは音楽と薬物治療には天然の連係が備わっていると考えていたと見る。「樂」の字義には喜悅・高興・樂觀の意味があり、また音楽の旋律・楽曲も意味し、それが五臓にはたらきかけることから、植物の薬用も同じ作用を持つとして「藥」の字源との同一性を指摘している。

第二は「楽理医理の同源」で、「樂」は「藥」と同様に陰陽五行説によって五臓五腑に関係づけられていると指摘する。これは前項 1.1) の表に纏めたとおりであり、五臓五腑と五(八)音と五(八)楽器の対応付けに示される。古代においてこれら臓腑－五音－五楽器の対応付けは、機械的に配当されたのではなく、相応の経験集成の結果としてなされたと思われる。

第三は「用途同源」で、古代から音楽と歌舞が舒体悦心、流通気血、宣導経絡の機能を持ち、薬物治療と同様の効能があるという実用性の観点からの同源論で、

“音楽者、所以動蕩血脉、流通精神和正心也。” (『史記・樂書』)

“樂者、使人精神平和、衰氣不入。” (阮籍『樂論』)

などを引用している。これは個別音と臓器の対応関係でなく、楽曲の全体が身心にもたらす有意な効能を指していると言えよう。

こうして「楽薬同源」思想のもとで個別音と音楽の選択が病気の治療に用立てられることになる。

1.3) 中医統の声・音・楽論

範欣生の著作で更に関心を呼ぶのが、中医学の伝統では「声」と「音」と「樂」が三つの「層次」関係をなしている、という指摘である。その典拠として、同氏は次の記述を取り上げている：

“感于物而动、故形于声。声相应、故生变、变成方、谓之音。比音而乐之、及干戚羽旄、谓之乐。” (『礼記・樂記』)

干戚は武人的な舞踏の持ち物、羽旄は文人的な舞踏の持ち物の意。人心が物に感応して動くときと声として現れ、声と声が相応して変化を生じ、その変化に一定の「方」＝型ができるとき、これを音と謂い、多くの音を並べて曲に仕上げ、干戚羽旄を持って舞う程に進んだものを音楽とする、という内容である。

『礼記・樂記』はこうして、古代中国に於ける音楽論の古典ということができ、「声」「音」「樂」は用語としても層的に区分されているようだ。

「樂」＝楽音・音楽は多種多様な「音」の組織化・調律系であり、医学上の治療にも有意義な機能・役割を持つものであった。しかし昌益においては、「声」と「音」は気の循環運動の環節であり、意思のやりとりもその環節に位置づけられ、「韻」が加わって生生循環の運動が繰り返される。こうして中医学の「声・音・樂」の層次把握と昌益の「声・音・韻」の循環的把握には対照的な相違がある。

しかし昌益は一方で、「声・音・韻」の循環を基礎にして音楽論とは別な方面で、自然風音－口語言語－文字文化という層次関係論を打ち立てた。このような違いが生まれた最大の要因は、昌益が「音楽」をとかく宮廷音楽に象徴されるように、直耕者に対する寄生性と虚偽性を嫌って排除した態度を挙げざるを得ない。

§2 早期昌益の五音五声論

(1) 42歳頃までの早期の昌益は、音声に関しては基本的に伝統的な五音五声の用語・概念を踏襲していると言えよう。すなわち五行に対して、『確龍先生韻経書』では下記のような対応付けを継承している。(但し「言声」だけは通常は「笑声」と記される場合が多い。)

五行	木	火	土	金	水
五臓	肝	心	脾	肺	腎
五声	呼声	言声	歌声	哭声	呻声
五音	角音	徵音	宮音	商音	羽音
口中	牙音	舌音	喉音	齒音	唇音

昌益は早期において、既に技術学としての「韻鏡」論を批判して経学としての「韻経」論を提起しているが、「五音」・「五声」の分類・用語に関しては、取りあえず旧来の説(前節での引例など)を継承していると言えよう。

「口中に発して声音を現わす。(中略)五味・五氣・五星・五数・五卦・五声・五液・五運・五音悉く五蔵に具わりて、口中に出でて喉・牙・舌・齒・唇に触れて五音を為して七音を分かつ。」

(『確龍先生韻経書』)

(2) しかし同時に昌益はこの早期において、以後の音韻論を一貫する「声・音・韻」論の提起を行い、気の運動として「声・音・韻」を連環において捉えると共に臟腑の「氣動」と結びつけている。

「氣動けば声生じ、声を発すれば氣感じて物を生ず。物生ずれば音自り備わる。物の備われば声音自ずから韻を為す。韻は物の二氣の感応なり。感応すれば音自ずから顕わる。故に声韻は天地・人・物の声・音・韻の感応より出ず。」

(『確龍先生韻経書』)

このような「声・音・韻」の一般論に加えて、咽喉・口中器官と臟腑での氣動に声音を結びつける。

「文品無く一直に口中に発するを声と曰い、口中に已に発して舌・喉・牙・唇・齒に文品をなすを音と曰う。(中略)声と音と舌働に因りて(中略)一音を為すを韻と曰う。」

(『確龍先生韻経書』)

「腎間の動氣、脾胃に感じてアイウエヲの声を生ずれば、心氣之れに感じて諸蔵を主りて衆々の音を促することを生ず。則ち諸々の蔵府の氣相感じて韻を為し・・・。」

(『確龍先生韻経書』)

このように、「五声」「五音」の区分けは伝統的五行論を踏襲しつつも、臟腑の「氣動」と結びつけて

「声・音・韻」論の連環の中に「声」「音」を組み入れたところが早期からの昌益の独自性である。

また初発的ながら、「声・音・韻」論を「三氣の循環」＝「通・横・逆」に対応づけてもいる。

「所謂通氣は直音なり、横氣は拗音なり、逆氣は反切なり。此れ、天通・地横・妙合して、以て逆氣、生物無窮なり。(中略)人の口中に此の理備わりて声・音・韻、即ち此の三氣なり。如何となれば、声は直にして通なり、音は文有りて横氣なり、韻は声音の感中より発する逆氣なり。」

(同上)

ここでの「直音」とは五十音図の縦の行、「拗音」とは横の列を指していると見られる。

(3) 更に昌益は、この早期から既に音声を経学的観点から捉えだしている。

「人の声音を以て、先ず其の人の平か病か、難に遭うか、喜か患か、悉く其の情慮の欲する所を知るなり。(中略)病者の言語・讒語(うわごと)・病声を聞きて其の死か生か・虚か実か・快か不治かを弁え、声を弁うるの力に非ざること無し。故に韻経を知るを以て医の大本と為るなり。」

(同上)

こうして、早期の昌益は「五声」「五音」の区分は伝統的な用語・概念を踏襲しつつも、気の運動としての声音、「声・音・韻」と「通・横・逆」三氣論の対応付け、「韻経」に通じる事が「医の大本」といった独自の思想構築を始めている。

§3 初期昌益の五音五声論

初期昌益の著作・刊本『自然真営道』では、「五声」のほうはほぼ早期と同じ表現だが（「言声」だけ「笑声」に変更）、「五音」の表現が下表のように変わっている。また「五声」と「五音」は別個の存在でなく「自然気」の「進退」運動の両面であると述べている。声・音を「進・退」の気動であると明確に言い切ったところが、早期思想から初期思想への展開と言えよう。

「自然気、一通に鳴るを声と為し、声の進退の文あるを音と為す。五行・自然の進音を律とす、退音を呂とす。（中略）律呂は自然進退の気感」（刊本『自然真営道』巻三）

この説明は「声音」の定義に「律呂」も抱き合わせにしている、やや回りくどいが、中期には自然の進気のはたらきを声、退気のはたらきを音と簡潔に定義するようになる。（後述の中期の項を参照のこと。）

また刊本『自然真営道』に先立つ稿本『私法仏書巻』にも「五声」「五音」についての論述があるので、下表に加えてある。（但し晩期になって昌益自らが「土音」を他の「四音」と同列に論じていたので失りだと注記し、「土は無音なり」としている。）

五行	木	火	土	金	水	出典
五声	呼声 生声	笑声 盛声	歌声 平声	哭声 収声	呻声 屈声	（刊本『自然真営道』巻三） （稿本『私法仏書巻』）
五音	触音 発音	止音 開音	平音 中音	剛音 収音	舒音 水音	（刊本『自然真営道』巻三） （稿本『私法仏書巻』）

「五声」は稿本『私法仏書巻』では、五十音との関連で取り上げられている。

「生・盛・収・屈・平、是れ五声なり。平声、自り然るにヲ・コ・ソ・ト・ノ・ホ・ヨ・モ・ロ、是の如く不進・不退、居りて転ぜず、平声なり。已に自り然るに、小進してア・カ・サ・タ・ナ・ハ・マ・ヤ・ラ・ワ、是れ生声なり。大進自り然るにエ・ケ・ネ・セ・テ・ヘ・メ・エ等、是れ盛声なり。自り然るに小退してイ・キ・ニ・シ・チ・ヒ・リ・ミ等、是れ収声なり。自り然るに大退してウ・ク・ツ・ス・ヌ・フ・ム・ユ・ル等、是れ屈声なり。（中略）是れ五声・自然の自感なり。」

（稿本『私法仏書巻』）

「五音」についても次のような簡単な説明がある。

「角・徵・宮・商・羽の五音、角は触るるなり、太音。徵は止む細音なり。宮は央なり、中音。商は剛なり、高音。羽は静なり、舒音、と云えり。是れ角は木音、徵は火音、宮は土音、商は金音、羽は水音、即ち五行の気感なり。」（稿本『私法仏書巻』）

こうした声・音の区分と連関づけを行うと同時に、昌益は自らの声音医学論の基礎に据えている。

「人、鳴器を為すに、音を以て其の情を知り、言語の音を以て其の内心を知り、万物・鳥・獸・虫の音を以て転定の未見を知り、人の声音を察して其の府蔵・気血の過・不・正・邪を知り、病者の言声を以て病根・生死を知る。」（刊本『自然真営道』巻三）

しかし楽器による音楽活動に対しては、昌益は衆人を歡樂・不耕貪食に陥れるものとして否定的に捉える。音楽・楽器一般を不耕貪食に直結して批判したのは、行き過ぎと云わざるを得ない。

「鳴器を制し楽と為し、衆人を導くと言えり、太失なり。楽器に由りて人の心は正しく為る者に非ず、蕩けて迷う者なり。之れを弁ざる、故に人を迷わす大罪なり。故に是れ不耕貪食して寛楽・奢慰の具にして、乱の根なり。」（刊本『自然真営道』巻三）

そして楽器の奏でる諸音はそれぞれ特定の曲音には適合するものの、「常耕の転音楽」＝「自然の万音」

には到底及ばないと主張した。楽器に対しても、概して消極的評価しか与えていないことが分かる。

「琴は細音の歌節に合うて情^{じょう}演^りの音には合わず。琵琶は謳^{うたい}の音に合うて小歌の音に合わず。三味線は情演の小歌の曲音に合うて謳の音に合わず。聖作と雖も、自然の万音に合制すること能わず。嘆、拙いかな、無益の鳴器なることか。無鳴器にして常耕の転音楽に如かず。」（稿本『和訓神語論』）

§4 中期昌益の五音五声論

中期の昌益では、『統道真伝』の「人倫巻」と「万国巻」では下記のように「五音」の表現に一部違いが見受けられる。こうした表記の違いは本質的な相異ではなく、執筆時期のずれに伴う別表現と思われる。「五声」のほうは共通している。

五行	木	火	土	金	水	出典
五声	呼声	笑声	歌声	哭声	呻声	
五音	太音	細音	応音	高音	舒音	(統・人倫巻)
五音	触音	細音	中音	剛音	舒音	(統・万国巻)

「声・音・韻」の定義は初期と基本的に変わらないが、次の引例のように、より簡明な表現となった。

「声は自然・進気の感なり。音は自然・退気の感なり。是れ自然は進退を以て妙用を尽して声音を為すなれば、進気を以て声を為し、退気を以て音を為す。声の進気と音の退気と、進退の気感相当たり、感応する響きの音を韻と為す。」（『統道真伝』万国巻）

更に、人の「五声」を「五腑」に対応付け、各人の声を分析して五腑の健康状態・病気の軽重・心の状態を知る事が出来ると強調する。この医学論的観点も初期からの継続である。

「呼ばわる声は胆木の進気之れを為し、笑う声は小腸の進火気之れを為し、泣く声は大腸の進金気之れを為し、呻ぶ声は膀胱の進水之れを為し、歌う声は胃感の気之れを主^{つかさど}るなり。故に人の五声を以て五腑の常か病かを知り、又、病の軽重、人の情^{こころ}の喜・怒・哀・楽を知るなり。」

（『統道真伝』万国巻）

ここで「五声」を「五臓」でなく「五腑」（＝五進気）に対応づけている点に留意したい。昌益の理論では「五音」が「五臓」（＝五退気）に配当されているからである。

ところで「五音」のそれぞれについて、昌益は「五行」の各音を「定気」の働きとして、四季の風の特徴と対応させて、次のように述べる。——各「五音」の定義として。

「定の春風は升到りに吹き、万物に触れて太く和らかなる音なり、是れ木音なり。夏の風は虚空に吹き、高大の音無く如何にも細き音なり、是れ火音なり。秋風は上より吹き下し、草木の葉の零落し、剛健にして高く大いなる音なり、是れ金音なり。冬の風は定を這^はいて吹き、高からず細からず、連続して舒ぶる音なり、是れ水音なり。中土は四音を含み、四音に應じて如何にも中音なり、是れ土音なり。」

（『統道真伝』万国巻）

これで「人倫巻」での「太音・細音・応音・高音・舒音」、「万国巻」での「触音・細音・中音・剛音・舒音」を木・火・金・水・土に対応させて定義した事が分かる。

なお音楽と楽器に対しては、昌益は初期からの観点を引き続けて、それが人々を不耕貪食に引き込む役割を持つとして、禁止的に主張する。

「夫れ音楽を聞くは、人情相和し直耕の転道に入る者に非ず、反って正情蕩^{とろ}けて脆き心と為り、遊楽・戯^{なりもの}の意起る者なり。（中略）凡て音楽の鳴器の類、是れなり。悪事万国に走り、聖人の国のみか他国にまで伝わり回り、乱世の根となる。」

（『統道真伝』糺聖失巻）

風音と農事、言音と健常

昌益は自然の風音を聴いて農事に活かし、人の言音を聴いて臟腑の状態と心情を聴診すべきことを強調する。楽器と音楽には否定的な一方で、「五音」の分析が農事と医療の双方に有意な事を指摘するのは、昌益の声音論の真骨頂と言えよう。

「五音を明かすと言うは、転定には風音を以て気行を明かし耕農の助序と為し、人倫の安食衣を為し、人身には性情・病因・生死を知らんが為なり。」
 (『統道真伝』万国巻)

「每一時に(=季節ごとに)気行の常異を知りて耕農の吉凶・運気の妙序を弁ず。(中略)中音は脾之れを主り、四音の触・細・剛・舒を革め、能く音節の序を分かちて妄りに雑えず、四音の序を就け、妄・別・乱・放を為さしめず、(中略)如何にも中音なり。此の故に、五音は五声を含んで万音の感きを為し、言語の妙弁を尽す。」
 (『統道真伝』万国巻)

上の引例で、「五音」が「五声」を含むと記しているのは退気(音)と進気(声)が一体であり相互を内包するという措定からして当然だが、「五音」を軸にした記述になっている。また「五音」が「四音」と「中音」に分けられ、「中音」が「四音」を秩序立てて「革め」「就ける」役割を持つとしたのは、晩期の四行論への過渡的思考を示していると言えよう。「万国巻」は中期の最後に書かれたと言えよう。

§5 晩期昌益の四音四声論

晩期の著作では、五行説から四行説への改変により、「五声五音」も「四声四音」へと改変された。その記述は稿本『自然真営道 人相巻三』や内藤記念くすり博物館蔵本『良中子神医天真』に見られる。

5.1) 稿本『自然真営道 人相巻』の四音四声論

まず稿本『自然真営道 人相巻三』の方を見ると、中期の『統道真伝 人倫巻』『同 万国巻』での「五声」「五音」から土声・土音の部分除去して「四声」「四音」の呼称を一部変更した表現になっている。

中期での記述と比較すると、ここでは「四声」「四音」が中期と同様に「四腑」「四臟」に単に対応づけられているだけでなく、一歩進んでその強弱が「四腑」「四臟」の「実病」「虚病」を示すと明言している。すなわち、「四声」と「四音」のそれぞれの強弱を聴診し、「四腑」「四臟」が健常か実病か虚病かを診断する。つまり、中期に比べて各声音の強・弱を正確に知って四腑四臟が実病か虚病か健常かを細かく論じている。更に自らの声音診断医学論を具体化した事が分かる。原文を引用すると長くなるので、下表に取り纏めた。(原文は昌益全集第7巻；262 - 264 頁を照覧されたい。)

四行	木	火	金	水
四腑	胆	小腸	大腸	膀胱
四声	呼声	笑声	哭声	呻声
弱濁 →	胆の虚病	小腸の虚病	大腸の虚病	膀胱の虚病
過大 →	胆の実病	小腸の実病	大腸の実病	膀胱の実病
四臟	肝	心	肺	腎
四音	触音	細音	高音	舒音
弱濁 →	肝の虚病	心臓の虚病	肺の虚病	腎の虚病
過大 →	肝の実病	心臓の実病	肺の実病	腎の実病

ここでの「弱濁」と「過大」は、正常状態から幾分弱いか幾分強い程度で、“重危”状態までは行かない病状を指すと見られる。それは次項・内藤本での「四声四音」論との比較から結論される。

5.2) 内藤本『神医天真』の四音四声論

晩期の「四声」「四音」論の記述は、別の稿本＝内藤記念くすり博物館蔵本（通称・内藤本）『良中子神医天真』にも見受けられる。この稿本は晩期の昌益の《医学原論書》とも言うべき内容であるが、昌益自筆の稿本ではなく門人か後人による写本である。

当該記述は「声音の決診」の項目で、整理すると次表のような「四声」「四音」となっている。基本的に『人相巻』の内容と同じであるが、「水音」の表示だけが違って「舒音」に対して「演音」と記されている。だが「演音」も、「舒音」＝冬風が地を這う際の舒べる音、と同じ意味であろう。

この稿本での「四声」「四音」の記述内容は、それぞれの声音がどういう状態に聴こえれば、対応する臓器が死絶したと判定するかを述べている事である。

「呼声か噎れ、聞き難き者は胆気絶し、呻声徒らに乳の如く揚下する者は、膀胱絶し、笑いの振え聞くが如き者は小腸の氣、絶し、哭くが如く急に断々と聞ゆる者は大腸の氣、絶す。触音の散乱して聞こゆるは肝、絶し、細音消えるが如く聞こゆるは心、絶し、高音、響きなく聞こゆるは肺、絶し、演音、急止して聞こゆるは腎、絶するなり。」
(内藤本『良中子神医天真』)

四行	木	火	金	水
四声	呼声	笑声	哭声	呻声
極弱 →	胆気絶	小腸絶	大腸絶	膀胱絶
四音	触音	細音	高音	演音
極弱 →	肝絶	心臓絶	肺絶	腎絶

しかし上記の引用で「絶する」の語義は各腑臓の“死絶”ではなく“重危”を意味するようで、ほんの僅かでも当該腑臓の声音が続いていれば、生き続ける見込みがあるので治療して救うべきだという。

「呼声断たず、呻声結ばず、或いは哭声なお正しく、或いは笑声細かならず、或いは触音妄りならず、或いは細音動振せず、高音急断せずして演音沈まざる則は、其の症、危うしと雖も必ずしも死せず、夫れ能く真治を以て救う可きなり。」
(内藤本『良中子神医天真』)

このように内藤本では、「四声」「四音」が極度に弱くなっている、辛うじて持続している重危状態の臓器を論じている。

§6 晩期昌益の八音感合論

晩期の音声論を伝える第三の文献は早稲田本『良中子神医天真』で、脈診論との関係で扱われている。

6.1) 早稲田本『良中子神医天真』の八音論

この稿本(写本)では音声に関して、「四腑四臓」と「八音」が対応づけられ、その「八音」が脈状、つまりは各臓器の健康状態に与える要因とも位置づけられている。(通常は外気と食味の二つが重視されるが、これに第三の要因として「八音」が加えられた。)

「四声四音」ではなく、進気の四音と退気の四音からなる「八音」という表記になったのである。しかしこの表現は「四声四音」と同様に、四腑四臓との対応関係には変わりがないから、筆者は「四声」＝「四音」＝進気の「四音」と理解し、退気の「四音」と合わせて「八音」とし、本質的変更は無いと理解しておく。その典拠として、次の引例を挙げておきたい。

「四行の四音、進退して八音なり。(中略) この八音、府蔵の具そなわりの音を以てなり。」

(早稲田本『良中子神医天真』)

但し「八音」の各名称は、下表のようになっており、内藤本『良中子神医天真』および『人相巻』での呼称とも異なる上に、「高音」や「細音」と臓器の対応付けが異なっている。参考までに「八氣」に対応する「八感氣」（ここでは「感氣」＝脈）も記しておいた。

八氣	進木	退木	進火	退火	進金	退金	進水	退水
八音	発音	和音	振音	動音	高音	鳴音	澄音	細音
八感氣	浮感氣	和感氣	数感氣	動感氣	沈感氣	剛感氣	遅感氣	細感氣

「八音」と「八感氣」の名称も、一部（「和」「動」「細」）が共通しているが、あとは違っている。各音の名称をわざわざ『人相巻』・内藤本『良中子神医天真』とは別に表記した理由は不明な上、各音の個別説明或いは定義が記されていないので、これ以上立ち入った議論を進めるのは困難である。

6.2) 「八音」を三段階区分し生・凶・死に対応づけた

早稲田本『良中子神医天真』の一節「八感氣に八音の考え合わせ、吉凶生死を知る所以」では「八音」の相互間に「八氣」の「互性」論を適用し、身体各部の脈状を見て「八音」相互間に均衡が保たれていれば正常で健康、全体として「調音」、均衡が崩れていれば各腑蔵に備わりの「本音」が現れて病状、その「本音」が突出してれば病氣は重危だと論じている。

「(八音は)常には、中胃土の活真氣に就けられ、調音なり。已に病を受け常を失う則は、府蔵各其おのおのの具わりの本音を見わす。其の本音を見わすに至っては、病已に重し。」

(八感氣に八音の考え合わせ、吉凶生死を知る所以)

更に不均衡をもたらす当該の音の強さを、中位に近い程度・中音(＝凶音)・極音(＝死音)の三段階に区分した。つまり健康を損なう音の強さを三段階に区分し、当該臓腑の音と互性の関係にある音が「吉音」、当該臓腑の音と同音同等なら「凶音」、同音極大なら「死音」というわけである。

「互性の音を含む者は吉なり。中音に近き者は生く。其れ、感氣と音と同氣なる者は、危うし。音の根を離れたる極音の者は死す。」 (同前)

この音強区分に基づいて昌益は「八感氣」・「四腑四臓」・「吉音」・「病音」の対照関係を逐一論じている。その原文を引用すると長くなるので、次表に取り纏めた。ここで「近中音」と記したのは筆者による、「中音に近き者」の略記で、原文表記ではない事をお断りしておく。

八氣	八感氣	腑臓	吉音	近中音	凶音	死音
進木	浮感氣	胆	澄音	近発音	発音	極発音
退木	和感氣	肝	細音	近和音	和音	極和音
進火	数感氣	小腸	高音	近振音	振音	極振音
退火	動感氣	心臓	鳴音	近動音	動音	極動音
進金	沈感氣	大腸	振音	近高音	高音	極高音
退金	剛感氣	肺	動音	近鳴音	鳴音	極鳴音
進水	遅感氣	膀胱	発音	近澄音	澄音	極澄音
退水	細感氣	腎	和音	近細音	細音	極細音

こうして晩期昌益の声音医学論では、四腑四臓の「八音」と互性関係にある外音は「吉音」として作用

し、同音の場合は強さに応じて「病音」「凶音」「死音」として作用する、という論理に組み立てられた。

6.3) 「八音」論で「病根」診断から択音治療へ

以上、見てきた結果から言える事は、「八音」論は「四声四音」論から更に一步進めて、人体の脈状に合わせて、「八音」を積極的に健康回復に用立て、また一方では病状を悪化させないように音の選択を行う為に立論されたと思なされる。

こうして、外気の「八邪」、食物の「八味」と合わせて「八音」を病因の要素と捉え、更に病状にある臓器の音と互性の関係にある「吉音」の選択によって健康の回復を図るのが昌益の声音医学論の重要な帰結と言えよう。

終わりに一八気声音医学論の成果と限界一

以上で初発的ながら、中医統の声音医学と昌益の声音医学論の概観を終えることにする。昌益は臓腑の健・病要因の一つとして声音の効果を外風邪・食味と合わせて重視した。そして通常の診断に加えて患者の「四声四音」を聴診し、その特徴から臓腑の健・病を診断し晩期には病状の当該臓腑に対して気道互性の関係にある“適音選択”によって治療に用立てたと見られる。声音が臓腑に及ぼす効果を重視したのは先駆的で立派だが、今日の“音楽療法”に相当する治療には進めなかった。その原因は「音楽」がとかく「直耕」から遊離して人々を享楽・不耕食に走らせる原因になるとして批判的否定的に捉えていた点にあると言える。

直耕者には直耕者に相応しい音楽、生産生活の中に生まれた音楽を宮廷音楽の類いと区別し積極的に評価する視点を欠いていたのが惜まれる。

参考文献:

- 1) 高也陶：五臓相音（2007）；中医古籍出版社
- 2) 範欣生：音楽療法（2002）；中国医薬出版社
- 3) 呉慎：黄帝内経五音療疾（2014）；人民衛生出版社
- 4) 蔡幸娟：音楽療法—中国古代医学与音楽治療（2015）；五南出版
- 5) 高橋多喜子：補完・代替医療 音楽療法（2010）；金芳堂
- 6) 筆者：中医学「声・音・楽」論と昌益の「声・音・韻」論；「互生共環」No.45(2015)2-7

安藤昌益・自然暦道論の特質と問題点

本稿は本誌・前号(No.55)所載の論考「安藤昌益の公暦批判と四時八節論」の補論として作成したものである。前号では昌益が早期から晩期に到る迄の暦論の推移を中心に考察した。本稿ではそれに伴う昌益暦論の新たな問題点を考察したい。更に人々の生活には地域に立脚した自然暦と、合理的に改革された全国共通の公暦とが並立されるのが望ましい事を論じようと思う。

(1) 初期昌益は候灰法と時候風物誌で自然暦法を企図した

昌益は初期から、人々の生活には地域ごとの気行に見合った自然暦を「候灰法」(=大地の息吹きの実測)の実施によって作成・運用すべきだと論じた。「候灰法」は古代中国に由来し、定尺の細い管を用いて地中からの大気の吹き上がりを半定量的に実測する手法である。これがどの程度地表近くの気象を計測したことになるかの判断はおくとして、実地実測精神に基づく一手法であると言って良い。

しかし昌益はそれだけで十分としたわけではなく、各地における風物誌的な要素=それぞれの時節に於ける動物の鳴声・植物の開花・局地気象の推移などを指標にして候灰法と合わせ、地域暦・自然暦を作成し運用する事を提唱した。

『私法仏書卷』の「自然・五韻、神通」項目では、春夏秋冬にわたって、鳥獣の鳴韻や植物の発芽・開花などを指標にして、季節推移を知るべき事を論じている。以下はほんの一例の抽出である。(全文は安藤昌益全集・第四巻(『私法仏書卷』)358 - 362頁を参照のこと。)

「大雪中と雖も、鶯韻を以て初春の気行を知り、山鳩の鳴韻を以て初夏の気行到ることを知り、狼の呻韻を以て初冬の気行の到る事を知り、鹿の鳴韻を以て秋の気行を知り、山雉の鳴韻を以て中夏の気行を知り、鳶の北に鳴く韻を聞きて、冬至、転神の復進することを知る。」(稿・私法儒書卷一)

「雉、雪中に鳴く韻を聞きて、万物の芽出始むることを知る。鶏の愛雌の韻を聞きて、自然の進気、土上に浮かぶことを知る。鶯の始鳴の韻を聞きて、蟄動・桃花、始開の催することを知る。中春、雷始めて鳴る転韻を聞きて、玄鳥始めて来ることを知る。・・・」(稿・私法儒書卷一)

こうした自然風物の指標設定の規範的記述は同全集の注解(362頁)によれば、第3巻『私法儒書卷一』に収録された「七十二候」の記述(182 - 188頁)とほぼ一致しており、その内容は更に、実は中国の古典『礼記』の「月令」からの引用であるという。

要するに昌益は、こうした自然の風韻・動物の鳴韻・植物の出芽や開花などを四季気象変化の指標として、「候灰法」実測と日影実測とを併せて運用する事で、各地の気行に見合う自然暦・地域暦を作り運用すればよいと主張している。

「堯王の作暦、自然・転定の気行に非ざること、暦作一般為すと雖も、国に於て候灰の法を行わざる故に、国々の気行に合うこと無し。此れを以て国々の農業の助けに非ず。中土の影を計りて、真の日月を知らざる妄失なり。」(稿・私法儒書卷一)

こうして初期の昌益は二十四節気・七十二候は踏襲しながらも伝統公用暦に付きまっていた「三陰三陽・十二支」などの要素は棄却し、農事に適合した自然暦を志向した。

(2) 中期以後、進退四時と暦年四季の起点に一ヶ月以上のずれが生じた

中期に入ってから、昌益は『統道真伝 禽獣卷』の「自然運氣論」の項目で一年を「四時土用」=春時(進春・退春・土用)・夏時(進夏・退夏・土用)・秋時(進秋・退秋・土用)・冬時(進冬・退冬・

土用)に四区分し、各期を進期36日・退期36日・土用18日、計90日、合計360日と設定した。

ここで伝統公用暦と大きな食い違いが生じた。春夏秋冬の始点を伝統公暦は立春・立夏・立秋・立冬に採っていたのを昌益は二至二分(冬至・春分・夏至・秋分)に置き替えたためである。通常の季節感覚では伝統公暦のほうがまだ日本の実際にいくらか近いと言えるが、昌益は四季の開始期を更に繰り上げた。

「冬至の日より、日は北に向いて升る。故に此れに連れて定下を回る木発の進気、中土上に機し万物の芽を催生す。有情の神気向上の初発なり。此の木の小進気、中土上に浮んで、万物生発し、木の退気、穏和・温潤の徳用行われ、万物の華咲き、有情は姪生し、温令行わる。之れを春時と曰う。正・二・三の九十日、是れなり。」
(統・禽獸卷)

この引例は春時(春季)についての記述だが、同様にして夏時・秋時・冬時についても90日の設定が述べられていて、一年を360日としている。冬至の直後(翌日)を春の起点に採っているから、夏・秋・冬についてもそれぞれ春分・夏至・秋分を夏・秋・冬の起点にした事になる。しかし太陰太陽暦では二十四節気の春夏秋冬は立春・立夏・立秋・立冬から始めるから、昌益の進退四時(四季)の始めと暦年四季の始めとは一ヶ月以上のずれが生じている。

日本の暦制がもともと中国からの移入であったため、中国での二十四節気区分をそのまま日本でも運用する結果となった。——もっとも、冬至・春分・夏至・秋分の四区分は太陽の運行に由来する要素だから二十四節気区分も必然的に地域・国に関係なく共通になるが。日本では概して、立春・立夏・立秋・立冬の日が実際の四季変化に先行した状況にある。公暦上の四季区分と実際の四季推移のずれが極端に大きくなければ、誰でもそういうものだと割りきって運用できる。しかし昌益による四季区分の各始点は、これを更に繰り上げた分、ますます実際の気象推移からずれている。昌益はこの点を余り自覚的に問題視していないように見受けられるのである。公用暦は本来、自然の気行に合うように作るべきだとする昌益自身の主張と大きく自己矛盾を起こしていると云わざるを得ない。

私見を言わせて貰えば、春夏秋冬の始期はやはり太陰太陽暦の四季に合わせておいた方がまだまじだったと思われる。立春・立夏・立秋・立冬による四季区分は、太陽暦の二至二分による四期区分のそれぞれの中に設定され、実際の季節変化への先行的指標のように機能している。これを更に先行させる事は、季節感覚からの更なる遊離を招き、先行設定の意味も薄れ、相当な現実離れになると云わざるを得ない。

(3) 中期の八節区分で二十四節気を廃棄したのは遺憾

先に(1)で述べたように、初期の昌益は二十四節気を一応、肯定的に扱っていた。稿本『私法儒書卷一』の「暦書」の項目で二十四節気と七十二候の解説的記述をまず行った上で、総括的に次のように述べている。

「時・刻・日・月・年の立法を為し、七十二候・二十四気を制し、候を立て気を為し、節を付け日月の進退の行度を調べ(中略)微委に制を為すと雖も、転下一般の制作にして、(中略)国国の気行に合うこと無し。」
(稿・私法儒書卷一)

二十四節気と七十二候は「転下一般の制作」=公用暦の設定である限りにおいて、ひとまず肯定するが、地域ごとの気行・日影の実測を伴わなければ農業など日常生活に十分役立てない、という指摘である。この観点は、『私法儒書卷一』よりも後に成立した刊本『自然真営道』にも引き継がれている。

「^{ひと}自り感ずるに小大に進退して、四時・一歳・八節の妙序を行^{ひと}う。(中略)八節は真の直耕なり。二

十四節気は真の^{くさぎ}芸るなり。七十二候は真の万種改むなり。」

(刊・巻一)

しかし、中期昌益の暦論では二十四節気は事実上廃棄もしくは除外されたと見られる(従って七十二候も除外)。一年を春時・夏時・秋時・冬時の各90日に四分し、各90日を進気36日・退気36日・土用18日に三分したことで、二十四節気は昌益にとって有意性が無くなり、それだけ影が薄くなったとも言えよう。ただし、ここに月の満ち欠け周期(15日弱)と動物・植物・局地気象などの指標を併用して自然暦を編制しようとするようである。

晩期には春夏秋冬の四季の中で、更に土用の期間を廃して四行進退の八節区分を徹底化した。しかし二十四節気の区分はもともと太陰太陽暦の中の太陽暦要素として設定されたものであり、現代においても多くの人々が有用視して実際に使用している。従って、二十四節気までが廃棄的に扱われたのは、遺憾というほかない。

それを中期以後の昌益が採用しなくなったのは、前項で触れたように、やはり春夏秋冬の始点を立春ではなく冬至に繰り上げたために現実の季節推移との大きなずれを認めて、そうせざるを得なかったのであろう。いずれにせよ、この点は昌益の暦制論における、四行進退・八節論理の徹底化と季節推移の現実との矛盾の露出と言うほかない。

(4) 生活には地域自然暦と改革公暦の併用が最適

——昌益の公用暦批判の仕方は適切だったか——

昌益の公用暦批判は、「三爻・八卦」の否定、吉凶占いの否定、閏月の設定(=十三月)への批判など、合理的役割が認められる半面、渋川春海や麻田剛立が生涯をかけて試みたような暦法改革には挑戦しなかった。というよりもそれは昌益の力量を超える課題だったから、公用暦批判の結末は各地域の気行に即した自然暦(候灰法の実施と動植物の季節指標など)の主張に行き着くほか無かったとも言えよう。

だが、出来ればこうした二者択一的主張ではなく、公用暦の問題点を指摘して改革の必要性を明示すると共に、自然暦・地域暦の併用を主張するのが最適だったのではないか。

江戸中期の公用暦は、平安時代から823年間使われてきた宣明暦が、渋川春海の尽力と幕府の支持・上奏によって、漸く貞享元年(1684)に改訂され翌年から施行、「貞享暦」と名付けられた。とはいえ貞享暦も依然として欠陥があり、一層の改革課題を抱えていた。そこで渋川春海の歿後も改暦の努力は続けられ、宝暦5年(1755)には小改訂された「宝暦暦」の公布となった。

制度的には、貞享暦の公布以前は公用暦の作成と発行の権限は朝廷側の陰陽寮が持っていたが、これ以後は幕府に「天文方」職が設置され(初代は渋川春海が任命された)編暦(天文計算業務)を分担し、朝廷の陰陽寮は暦註(禍福吉凶の占いなど)を分担して公用暦としての統一が図られた。

こうして編暦・制暦の過程に関しては幕府と朝廷の間に一定の確執が続いていたうえに、士農工商の身分を問わず多くの人々が公用暦の不備を認めている限り、それを批判したからといって、直ちに危険思想家として処罰されるとは云えない社会状況があった。

このように見てくると昌益の公用暦批判自体は、幕府からそれほど「危険思想」とは受け取られなかったのではあるまいか。「危険思想」は公用暦批判よりもむしろ、天文暦論に関連した事項として、昌益が「天帝」思想の一掃を企て、天界と星座空間(二十八宿)での星座の命名などから君民支配秩序をすべて取り払った思想営為にこそ見出されるのではないか。——この点では、渋川春海は意外と保守的で、著書『天文瓊統』(1698)において、星座名などに付きまっていた君民秩序を解説的に踏襲している。暦法改革の旗手だった渋川も、ここでは昌益とは正反対に君民秩序に忠実なのである。

昌益の公用暦批判は、貞享暦の依然として不合理な面を批判した限りでは正当だと思われるが、更に進んだ実質的な公暦改革は容易でないことを率直に述べ、自然暦と公用暦の相補的併用を提起するのが当時においては最も適応的だったと思われる。

(5) 刊本の暦道論改版に対する安永・寺尾両氏の見解

初期昌益の刊本『自然真営道』として現在、通称「村上本」・「慶応本」・「天満宮本」の三点が知られている。これまでの先行研究によれば「慶応本」と「天満宮本」は内容・体裁共に同一で、「村上本」と「慶応本」の違いは二点あるという。一つは版元が「村上本」では「江戸 松葉清兵衛」と「京都 小川源兵衛」の合版(=共同出版)となっているが、「慶応本」では「江戸 松葉清兵衛」だけの専版であること。二つは本文中の項目で「村上本」では「暦道ノ自然論」だったものが「慶応本」では「国国・自然ノ気行論」と題名も内容も変わっていること。

この件に関しては、安永寿延氏による解釈＝「村上本」は見本刷りだったが内容が公暦批判のゆえに危険視されたので松葉清兵衛が合版から降りたうえに当該項目も差し替えられて本刷り刊本ができた、という理解が現在ではほぼ通説化している。(安永寿延編著『写真集 人間安藤昌益』(1986))

これに対して寺尾五郎氏は異なる見解を出した。松葉清兵衛が合版から降りたのは、昌益が無名の医者である上に神山仙確による序文が気負い立っているのに反発し、版元になる事に最初から意欲を持たなかったと推測し、内容の差し替えに関しては、次のように論じている。

「暦の箇所(=差し替え箇所)も、たとえ原稿どおりで刊行しても、幕府の検閲役人が特にいぶかる程の記述ではないし、当時は改暦の意見などはいくらでもあった。(中略) 改刻をめぐる事態を、必要以上に劇的に描くことは、悪しきセンセーショナルリズムであろう。刊本『自然真営道』は発禁処分には遭っていないのである。」(『論考 安藤昌益』(1992))

これも安永氏と同様に、自己流の推測を交えた一つの別見解といえよう。ただ寺尾氏の場合は、発禁処分になりかけたのではないなら、なぜ本文の一部差し替えをしたのか、その説明が欠けている。

筆者はこれらの見解に対して、本稿でこれまでに述べてきた立場から、第三の別な見解を持っている。本文の一部差し替えは、初めての出版体験で要領の悪い昌益に対して版元から、重複した公暦批判の記述を省いて簡素に書くよう要請された可能性に加え、当人が公暦批判はできても渋川春海のような実質改暦能力は無い事を自覚して、当該部分の暦道論を控えめな書き方＝自然気行論に変更したと見ている。これが安永説・寺尾説の弱点を止揚しうる第三解釈になると思うが、いかがであろうか。

あとがき

昌益の自然暦道論をどう捉えるかは、昌益思想の研究者によって、かなり解釈幅ができると改めて感じた。昌益の天文暦学能力をどう評価するか、江戸中期の幕府と朝廷の制暦をめぐる確執の中での公暦批判をどう把握するか、公暦と地域暦・自然暦の関係をどう評価するかをめぐって、評価基準が分かれるので、本稿の趣旨以外にも別な立論が有り得るであろう。

さらに刊本『自然真営道』での、当の“暦道論の改刻”事案をどう解釈するかに関しては、筆者は第三解釈を提起したが、これもまだ多様な理解が有り得るであろう。

筆者の関連論考：

東條榮喜：江戸中期の天文暦法前線と昌益の天地気行論；互生共環 No. 47(2016)2-13 頁

書材採録 シェリング著(邦訳版)『学問論』(2022)

本書はシェリング(1775-1854)の『大学における学問研究の方法に関する講義』(Vorlesungen über die Methode des akademischen Studiums)の邦訳版で、2022年4月に岩波文庫の一冊として刊行された。西川富雄・藤田正勝両氏の監訳で藤田氏を含む13名の翻訳集成となっている。巻末・藤田正勝氏の「あとがき」によれば、1992年に日本シェリング協会が設立されてまもなく故西川富雄会長を中心に「シェリング・ゼミナール」という研究会も発足し、ここでシェリングの『学問論』の「輪読と訳稿の作成が始められたという。大学と大学教育の理念をめぐって、シェリングのこの著作から新たな手がかりを得たいという動機で、この著作が俎上にのぼり、本書の邦訳版に結実したとの事である。

全文はシェリングが1802年の夏に弱冠27歳でイエーナ大学で行った講義の記録との事で、十四講で構成されている。学問の絶対的概念、大学の使命、大学での研究の前提を論じた後、哲学・歴史学・神学・自然科学・物理学・化学・医学・芸術学の各分野を有機的に連関づけて統一的に論じている内容が21世紀の現代にも有意義だとして検討された。

各講ごとの冒頭に、担当した訳者たちによる「要旨」が付けられているので、親切な道案内となっている。このような訳者たちの問題意識の背景には、今世紀に入ってからの日本で、大学の独立法人化が制度化され、経営原理が適用されると共に国庫からの予算支出が逐次減額され、大学に於ける学問研究が政策誘導化されていく事への危機認識が生まれていると見られる。大学における学問創造の自由、学問の全般的有機的発展を志向するシェリングの学問論の現代的意義を捉え直す事が、現在の日本においても重要であるが故に邦訳がなされたと思われる。

本書の内容は、どこから入っていても、実に有意義な論述だと感じられた。ここで一つだけトピックス的に、評者が特に関心を寄せた“広義の気象学”についての、シェリングの指摘を抜き書きしておきたい：

「地球の全体に関して生じる普遍的な力動的過程の叙述は、もっとも広い意味における気象学であり、そのかぎりではそれは物理的天文学の一部門である。それというのも地球の普遍的な変化はまた、その宇宙の普遍的な構造に対する関係を通じてのみ完全に把握されうるからである。」(訳版269頁)

この記述部分は、まるで現在の(気象・気候学者による、相対的に狭い視野での)地球温暖化論に対して、もっと宇宙天体視点を踏まえた広義の気象学を志向すべしと呼びかけているように、評者には感じられた。これは全くの一例だが、こうしてシェリングの学問論は確かに現代においても多大な意義を有していると感じられる。

最後に付け加えておきたいこととして、監訳者の一人である西川富雄氏は安藤昌益の自然思想の研究者でもあった。西欧の自然観の歴史だけでなく近世日本の自然観にも深い関心を持たれたようである。当編者はこれまでに下記二篇を照覧している。機械論的自然観の対極に立つシェリングの生動的自然観と近世・安藤昌益の自然観に共通項を見出した先駆者と言えようか。

西川富雄：主体としての自然—シェリングと安藤昌益—；比較思想研究 第16号(1990)；比較思想学会
西川富雄：安藤昌益における自然の概念；立命館大学人文科学研究所紀要 No.57(1993)；立命館大学

近刊案内 当編集者著『安藤昌益の思想展開』(本年7月刊行予定)

当編集者(東條)は本年初頭から安藤昌益思想研究の名著刊行を準備してきましたが、このたび東京図書出版社のお計らいで、本年7月に刊行の運びとなりましたので、以下に概要をお伝え致します。

東條榮喜著『安藤昌益の思想展開』: 四六判 250 頁 東京図書出版社

〈 内容目次 〉

- 序論 昌益の生涯と思想展開
- 第1章 安藤昌益の生涯 一在野の賢哲、周還型の移住人生一
- 第2章 昌益の思想展開 一大器晩成、四段階で熟成域へ一
- 本論 昌益思想の諸方面
- 第3章 転定自然(自然論) 一自然は四行の尊号、自然は転定と同自一
- 第4章 転人直耕(人為論) 一人間直耕は転定直耕の継続一
- 第5章 勤働世界(社会論) 一直耕無ければ世界無し一
- 第6章 音韻言文(言語論) 一肉声言語は文字に先立つ一
- 第7章 神医天真(医学論) 一医道は諸道第一・至重の業一
- 第8章 活真互性(根本義) 一活真は元気の親、互性は進退顕伏関係一
- 第9章 活真道論(人生訓) 一直耕を怠らず、二心二行を為さず一
- 外論 現代自然真営道へ
- 第10章 東西の自然概念と安藤昌益の自然概念
- 第11章 現代の科学・社会への接続 一現代自然真営道論一
- 主要参考文献

ざっと、以上のような構成です。2011年に上梓した拙著『互性循環世界像の成立—安藤昌益の全思想環系—』(御茶の水書房刊)を基礎にして、安藤昌益の全思想分野を重点的に、より平易に記述し、かつその後10年間の新たな研究成果を加えました。

国内での安藤昌益の思想研究書は、いまでは多数(二桁)にのぼりますが、その全思想分野を研究対象にして扱ったものは極めて僅かに留まります。私は科学技術者の立場から、人文系の研究者とは異なる視角と問題意識で昌益の思想に接してきました。昌益の思想を近世という時代に閉じ込めずに、現代に積極的に生かす事を志して、探究を進めてきました。そして、以前から良く知られている「問答語論」の内容を、本書で初めて昌益の〈人生訓〉と捉え直して読者に提起致しました。

既知の原典史料の再検討から新たに発見できた事例としては、昌益の晩期思想で、互性論は「気道互性・味道互性・感合互性」の三点セットで、社会思想も「活真世・活真人・活真道」の三点セットで理解されるべきこと、などを新たに整理し直し明確化致しました。

「外論」篇では、昌益の自然概念を近代自然界概念との関係で、どう捉えるかを巡って、これまでに繰り返されてきた論争(正確には論争でなく、各研究家の見解が個別に提示されているだけ)に対して、思い切った整理と提起を行いました。

当編集者もすでに79歳となりましたので、本書の刊行をもって安藤昌益研究に関しての、人生最後の流通出版と致します。前著に引き続いて一読いただければ、まことに光栄です。

編集後記

★ 一年ぶりの No.56 発行となった。昨年から今年にかけて IPCC（気候温暖化に関する政府間パネル）の第 6 次報告書が逐次公表されたので、本誌編集者の立場から簡潔に巻頭言で寸評を行った。数十年以上の地球気候変化に対しては、地球表面の気候要因と人為要因だけでなく、太陽活動と宇宙線からの天体要因も合わせて総合的・重層的に捉えなければ、真に的確な気候変化を予測することはできないという観点を、編者は一貫して採ってきたので、この時点で改めて意思表示が必要だと感じた次第である。これを簡潔に、〈天一地一人〉の多層的環境観と略記した。これに比して IPCC は単層的な〈地一人〉関係しか重視していないことは、賛否とは別に、何人も認めるのではないか。

この多層的環境観からの IPCC 報告への批判は、いわゆる“懐疑派”的批判とはひとまず区別していただきたい。要は“兼せ聴けば明るく、偏り信ずれば暗し”（王符「潜夫論」）という事である。

★ 今号でもまた、編者の昌益思想論を二篇掲載した。昌益の医学論に関しては従来、『真斎謾筆』を中心にした薬方論の探究が主流だったが、ここでは声音医学論の方面を再発掘した。昌益は若い時期から音声と身心の健病関係に深い関心を寄せていたので、おのずとその医学論の構成分野をなしていった。しかし古参研究者の中では、現在この側面の探究は編者以外にいないので、引き続いて取り組んでいる。

昌益の天文暦論に対しては、残念ながら近世天文学史の研究者たちはみな素通り状態で、言及が無い。渡辺敏夫・中山 茂・中村 士・嘉数次人といった天文暦法史研究者の一連の論著を見ても、昌益の名は出てこない。その最大の理由は、昌益が公暦批判をしても渋川春海・麻田剛立のような暦法改革家ではなく、ただ自然気行暦道論の提唱しかできなかったからであろう。昌益と同時代の僧侶・文雄も暦法改革家ではなかったが、仏教天文学の立場から『天経或問』に猛批判を加えたことから、“怪我の功名”の如く近世天文学史では取り上げられている。対照的に、昌益は『天経或問』を読んだ形跡がないことも加わって、扱われないようである。

★ 今年に入ってから国立大学と公的研究機関で、“来年 3 月末に雇い止めの可能性がある研究者”がおおよそ 3000 人にのぼる事が文部科学省の発表で明らかになり、日本の科学技術界で深刻な問題になっている。国会でも取り上げられた「理化学研究所」だけでも、297 人もの研究者が来年春には“10 年の雇用上限”で雇い止めとなり、其の中には研究室の主宰者も 60 人以上いるとのことである（＝主宰者がいなくなれば研究室も閉鎖につながる）。独立行政法人の制度が導入されたあと、2013 年に 10 年の雇用上限が設定された事から、多くの研究者は一定期間に成果の出るテーマで結果を示すよう、半ば強制されるような状況に追いやられている。こうなると、すぐに成果を出せない基礎研究などは継続が困難になり、加えて研究者全般の生活基盤も揺らいでくる。

安倍政権時代に導入された「働き方改革」＝雇用主本位の「働かせ方改革」の科学技術版といった感を禁じ得ない。自公政権がこのような政策を次々と強行すれば、すでに斜陽化が進行している日本の科学技術はますます衰退の一途を辿るのでは、と強く懸念される場所である。

★ 3 年目に入った新型コロナウイルス禍のなかで、ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略が始まった。2014 年に始まったウクライナ東部紛争の解決に関してロシア・ウクライナ・ドイツ・フランスの四カ国は翌年に「ミンスク合意」を取り交わした。だがウクライナがこの合意事項に含まれていた、東部の親ロシア派支配地域に一定の自治権を付与する約束を果たさなかった事から、ロシアも態度を硬化させた。しかし、だからといって隣接国に武力侵攻し領土を切り取りロシア圏に編入するというのはロシアもまた合意を踏みにじったことになり、許される事ではない。ロシアは世界最大の領土保有国であり、その半ばが「凍土」で生活に適さないとしてもなお、十分な領土と豊富な自然資源を持っている。ウクライナの領土を欲しがったり、千島列島の占拠にこだわる必要は全く無いはずである。——どこまで強欲なのであろうか。 両国は 2015 年の合意に立ち帰って、和平すべきだろう。（2022.06.15）

